

(位置)

第1条 重要文化財小林家住宅条例(平成27年条例第20号。以下「条例」という。)第2条第2項に規定する施設は別表のとおりとする。

(公開)

第2条 条例第5条に規定する施設の公開期間及び公開時間は次のとおりとする。

(1) 公開期間 1月4日から12月27日までとする。ただし、火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。))である場合は休日の翌日)を除く。

(2) 公開時間 4月1日から10月31日までは、午前10時から午後4時まで、11月1日から翌年3月31日までは、午前10時から午後3時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認めるときは、施設の全部若しくは一部の公開を中止し、若しくは制限し、又は公開期間若しくは公開時間の変更をすることができる。

(使用の承認)

第3条 条例第6条に規定する承認を受けようとする者は、使用する日の14日前までに、又承認された事項の変更の承認を受けようとする者は、使用する日の7日前までに、小林家住宅等使用承認(変更)申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 教育委員会は、前項に掲げる行為が設置目的に反しないと認める場合に限り、承認する。

3 前項による承認又は承認に係る事項の変更の承認は、小林家住宅等使用(変更)承認書(様式第2号)を交付して行うものとする。

(使用承認の取消し等)

第4条 教育委員会は、小林家住宅等の管理上特に必要があると認めるとき、又は使用の承認を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の条件を変更し、若しくは使用を中止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

(1) 条例の規定に反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段によって使用の承認を受けたとき。

(3) 承認を受けた目的以外に使用しようとしたとき。

2 前項の規定による使用の条件の変更、使用中止又は使用の承認の取消しは、小林家住宅等使用承認取消し等通知書(様式第3号)を交付して行うものとする。

3 教育委員会は、使用の承認を受けた者が、第1項の処分によって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、小林家住宅等の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和4年教委規則第1号)

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

別表(第1条関係)

施設の名称	位置
消防施設	東京都西多摩郡檜原村4991番地
管理棟	
便所棟	
畑兼ツツジ園	
馬小屋兼倉庫	東京都西多摩郡檜原村4995番地
板蔵	東京都西多摩郡檜原村4958番地2
重要文化財小林家住宅専用駐車場	
管理用モノレール一式	起点 東京都西多摩郡檜原村4958番地2 終点 東京都西多摩郡檜原村4992番地

様式第1号(第3条第1項関係)

年 月 日

小林家住宅等使用承認(変更)申請書

檜原村教育委員会 宛

申請者 住所(所在地)  
氏名(団体名称及び代表者)  
電話番号 ( )

重要文化財小林家住宅条例施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

内 容	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
使用施設等	
人 数	人
責 任 者	住所(所在地) 氏名(団体名称及び代表者) 電話番号
そ の 他	

様式第2号(第3条第3項関係)

檜 教 発 第 号  
年 月 日

様

檜原村教育委員会 ㊤

小林家住宅等使用(変更)承認書

年 月 日付で申請のあった使用の承認については、重要文化財小林家住宅条例施行規則第3条第2項の規定により、次のとおり承認します。

内 容	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
使用施設等	
人 数	人
責 任 者	住所(所在地) 氏名(団体名称及び代表者) 電話番号
そ の 他	

様式第3号(第4条第2項関係)

檜 教 発 第 号  
年 月 日

様

檜原村教育委員会 ㊤

小林家住宅等使用承認取消し等通知書

年 月 日付で承認した使用については、重要文化財小林家住宅条例施行規則第4条の規定により、使用の条件の変更・使用の中止・使用の承認の取消しをしたので通知します。

理 由

教 示

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、檜原村教育委員会に対して異議申立てすることができます。

2 取消しの訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、檜原村を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において檜原村を代表する者は、檜原村教育委員会です。ただし、異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、当該異議申立てに対する決定があった日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。